総務常任委員会会議録

- 1 開会日時 令和4年11月15日(火)午後1時30分
- 2 閉会日時 令和4年11月15日(火)午後2時35分
- 3 会議場所 熊山支所大会議室
- 4 出席委員

3番 安藤 利博君 6番 佐藤 武君 9番 保田 守君

10番 大口 浩志君 14番 松田 勲君 17番 下山 哲司君

5 欠席委員

なし

6 説明のために出席した者

総務部長 財務部長 入矢五和夫君 戸川 邦彦君 消 防 長 井元 官史君 秘書広報課長 小引 千賀君 政策推進課長 山﨑 和枝君 総務課長 花谷 晋一君 くらし安全課長 岡本 和典君 財政 課長 原田 幸子君 消防総務課長兼 管 財 課長 大窄 暢毅君 楢原 秀幸君 通信指令室長

7 事務局職員出席者

議会事務局長 土井 常男君 主 任 平尾 和也君

- 8 協議事項 1) 事業の進捗状況について
 - 2) その他

午後1時30分 開会

○委員長(佐藤 武君) それでは、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

今回、閉会中の委員会ですので、市長、副市長、支所長には出席を求めておりませんので、 御了承をお願いいたします。

また、換気のため、会議室の出入口については開いたまま進めさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

なお、光田税務課長が所用のため欠席との報告を受けておりますので、併せてお知らせをい たします。

それでは、これから協議事項に入ります。

なお、今回からタブレット端末で資料を見ていただきますけれども、ペーパーによる資料も お手元、机のほうへ配付しておりますので、併せて御覧いただきながら、各協議事項の各部ご とに説明の後、質疑を受けさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1番目、事業の進捗状況について、まず総務部から説明をお願いいたします。

- ○くらし安全課長(岡本和典君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 岡本くらし安全課長。
- ○くらし安全課長(岡本和典君) 総務部資料の3ページをお開きください。

まず、くらし安全課から赤磐市総合防災訓練についてでございます。

議員の皆様には、先般参観の御案内をさせていただいたところです。11月20日、今週の日曜日です。9時半から12時まで、吉井中学校を舞台に訓練を実施いたします。参加機関は、赤磐市を含めまして43機関でございます。人数は、当日多少変更があるかも分かりませんが、現在のところ382名の御参加を予定しております。お時間の許す限り、ぜひとも参観していただけたらと思います。よろしくお願いします。

続きまして、資料の5ページを御覧ください。

2番目としまして、新型コロナ対策衛生用品配布事業についてということで、前回の当委員会、また広報あかいわの11月号で、11月上旬から配布開始ということで御案内をしておりました。物品の調達が遅れまして、市民の皆様には大変御迷惑をおかけしておりますが、抗原検査キットについては、11月17日、あさってから配布を開始いたします。マスク、アルコールにつきましては、12月8日から配布を開始させていただきます。これが決定しましたので、再度お知らせをさせていただきます。

総務部からは以上です。

○委員長(佐藤 武君) ありがとうございました。

総務部の事業の進捗状況についての説明が終わりました。

これについて委員のほうから質問がありましたらお願いいたします。

松田委員。

○委員(松田 勲君) さっきのコロナの抗原検査キットの配布なんですけど、一応この前お話は聞いてるんですけど、市から宅配と市内薬局6店舗、これ、もう少し詳しく説明できればお願いしたいなと思います。市からどういった手順でやるとか、市内薬局は6店舗、ちなみにどこかというのが分かれば教えてください。

- ○くらし安全課長(岡本和典君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 岡本くらし安全課長。
- ○くらし安全課長(岡本和典君) 抗原検査キットですが、市へ直接申し込んでいただくには、くらし安全課へ電話で申込みをしていただくか、もしくは赤磐市のホームページから申込みのフォームがあります、そちらで申し込んでいただくことができます。お名前、住所、生年月日、それから必要な理由といいますか、どこかへ出張で行かれたとか職場で感染があって不安だからというようなことを、理由をお伺いするようになります。申し込んでいただいて、例えば3人家族であれば、それぞれのお名前とか生年月日とか必要な理由というのはお伺いするようになりますけれども、同居の御家族分であればお渡しすることができます。

もう一つは、市内の薬局ですが、6店舗ございまして、順に申し上げます。やまかわ薬局、ファーマシー蒼樹薬局。やまかわ薬局は、西中にあります。ファーマシー蒼樹薬局は、桜が丘西の2丁目です。サンヨー薬局、これが下市、医師会病院の隣にございます。さくら薬局、これは岩田にあります。大手町薬局メディカルスワミ、これは河本に、マルナカのちょうど向かい側ぐらいにあります。みらい薬局桜が丘西店、これは桜が丘、うえの医院の隣にございます。この6店舗が今回御協力いただいておりますので、こちらにつきましては、直接薬局へ出向いていただいて、申出書を書いていただきます。必要事項を書いていただいて、受け取っていただく。これも同様に、同居の御家族分であれば、お一人1枚ずつ申出書は書いていただくようになりますが、御家族の分であれば受け取っていただけるということになっております。

なお、薬局によっては、いわゆる症状がある、熱があるとかせきがあるとか、どうもコロナの症状に似た症状があるという有症状の方でも受け取っていただける薬局もございますし、そういう方は御遠慮くださいという薬局が、ちょっと薬局によって対応が分かれておりますが、こちらにつきましては12月の広報に詳しく掲載させていただく予定にしておりますので、そちらを御覧いただけたらと思っております。

以上です。

- ○委員(松田 勲君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 松田委員。
- ○委員(松田 勲君) ありがとうございます。

くらし安全課とホームページで申し込むんですけど、これ、送料とかは込みでしたか。こち ら負担ということになるんですかね。

○委員長(佐藤 武君) 岡本課長。

○くらし安全課長(岡本和典君) 市民の方への御負担というのはございません。全て市のほうで負担して宅配にて、これは先般契約を結ばせていただきまして、クロネコヤマトの便で送らせていただくようになっております。通常の場合は翌日配達に、午前中ぐらいまでに申し込んでいただけたら翌日には配達、お届けできるかなと。午後になりますと、どうしても取りまとめの関係がございますので、翌々日の配達になるかも分かりませんが、そのような対応でさせていただきたいと思っております。

以上です。

- ○委員長(佐藤 武君) ほかによろしいですか。 下山委員。
- ○委員(下山哲司君) その内容じゃないんじゃけど、今松田委員が聞いた6薬局というようなのがこれで、今度はこの機械に出てくるようにならんのか。
- ○委員(松田 勲君) ホームページに出てくる。
- ○委員(下山哲司君) ホームページを見いということじゃな。
- ○くらし安全課長(岡本和典君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 岡本課長。
- ○くらし安全課長(岡本和典君) すみません、今回の資料には掲載をできておりません。ホームページには表が出ておりますので、大変お手数ですが、そちらを御覧ください。
- ○委員長(佐藤 武君) ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(佐藤 武君) それでは、総務部の事業の進捗状況についての質問を終了します。 次に、財務部の事業の進捗状況について説明をお願いします。
- ○管財課長(大窄暢毅君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 大窄管財課長。
- ○管財課長(大窄暢毅君) それでは続きまして、管財課から御説明をさせていただきます。 財務部資料の2ページをお願いします。

赤磐市役所本庁舎等整備事業についてでございます。

市役所の本庁舎等改修工事につきましては、さきの臨時議会において工事請負契約締結の議決をいただき、現在工事施工に向けて進めているところでございます。また、以前からとりわけ仮執務室等の移転に関しましては様々な御意見等を頂戴している中、市民の方の利便性ができる限り損なわれないよう対応及び改善を進めてきているところでございます。このたびその一環といたしまして、議会のインターネット中継を市役所東庁舎でテレビモニターを使って視聴できるように整備をいたしました。東庁舎の玄関を入って左側の待合スペース、こちらに設置をしまして、この12月の議会定例会からインターネット中継を放映するということとしております。なかなか熊山支所の傍聴まで足を運びにくい方なども、有効に御活用いただきたいと

いうふうに考えております。

次に、3ページをお願いします。

先ほども申しましたとおり、仮執務室等の移転に関しましては、いろいろな御意見等頂戴しております。本件に関する情報発信につきましては、準備段階より説明会の開催やチラシの配布、各施設での掲示等実施してきておりますが、いま一度市民の方に周知を図るため、本庁舎の出入口の表示も含めまして、広報あかいわ12月号にてお知らせをする予定でございます。なお、今後も、様々な情報の発信、広報周知等を可能な限り図ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

財務部からは以上です。

○委員長(佐藤 武君) ありがとうございました。

ただいまの事業の進捗状況の説明について質問がありましたらお願いします。

タブレットで改修工事のため仮移転というカラーのがあるんですが、これが広報あかいわに 同じカラーで載るということでよろしいんですね。

- ○管財課長(大窄暢毅君) はい、そうです。
- ○委員長(佐藤 武君) せっかくタブレットがあるんで、色でちょっと聞いてみました。 それでは、ほかにありませんので、事業の進捗状況、財務部について終わります。 続きまして、2番目のその他に入ります。

その他で、12月議会定例会提出予定議案について、まず総合政策部から説明をお願いいたします。

- ○政策推進課長(山﨑和枝君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 山﨑政策推進課長。
- ○政策推進課長(山崎和枝君) 総合政策部の資料を御覧ください。

その他といたしまして、令和4年12月議会定例会提出予定議案についてでございます。

まず、2ページ目、3ページ目、それから飛びまして5ページ目を御覧ください。5ページ目が、紙でしたら大きい図面になります。

まず、1番といたしまして、赤磐市バス運行に関する条例の一部改正についてでございます。

今回改正予定でございますのが、広域路線バスの赤磐・和気線でございます。赤磐・和気線につきましては、片上鉄道の廃線を受けまして、平成3年7月1日から民間バスが運行しておりました。その民間バスの運行の撤退後、平成27年10月1日から赤磐市と和気町が共同で現在も運行をしている路線でございます。こちらの運行に係る使用料、運賃ですけれども、これまで民間バスの運行料金を現在まで引き継いでおり、ほかの路線と比較をさせていただきましても割高となっております。これを、本年度末をもちまして運行契約が満了することに伴いまして、運行料金の見直しを行いたいと考えております。併せて停留所及びダイヤを見直すことに

よりまして、利便性を向上させ、利用促進を図ってまいりたいと考えております。

1といたしまして、料金でございまして、今後変えさせていただく予定の運賃表をつけさせていただいております。こちらを御覧いただきますと、段々になっておりますので、周匝上から和気駅前まで全線をお乗りいただいた場合には350円。これまでは770円でございました。それから、例えば周匝、吉井中学校前ぐらいから塩田出張所、こちらは和気町になりますが、そちらまで行く場合は150円というようになります。それから、和気町内を移動される場合には、200円という設定に変更させていただきたいと考えております。和気町内の運行につきましては、現在和気町で町営バスを運行されておられますので、そちらの町営バスの運賃と同額に設定させていただいております。ちなみに、変更前は、550円という金額でございました。

3ページ目には、区間料金の比較ということで、それぞれの新しい料金、それから変更前の料金を掲載させていただいております。3ページ目の真ん中ほどの別表第3になりますが、こちらが広域路線バスの定期乗車券使用料の変更案でございます。記載しておりますとおり、1か月150円区間を御利用していただく場合は1,800円、200円区間ですと2,400円、350円区間ですと4,200円という設定で考えさせていただいております。その下側に、参考ということで改正前との比較を掲載させていただいておりまして、新しい150円区間は、今は旧230円区間になります。通勤で比較をさせていただきますと、1か月では9,660円、200円区間ですと2万3,100円、350円区間ですと3万2,340円という金額で今運用しておりますので、大変安価な金額で御利用いただけるような設定にさせていただいております。3か月、6か月のほうも、参考までに載せさせていただいております。

一番下の2でございます。変更年月日といたしましては、令和5年4月1日からの予定をさせていただいております。

5ページ目に、紙ですとA3の図面になります。こちらが現行の路線図と新しい路線図を掲載させていただいております。現行は周匝から和気駅前、約23.8キロメートルでございますが、途中で集落に入ったりとか、周匝から周匝上に延伸しますとか、佐伯庁舎のほうに入りますとかというようなことがございまして、新路線は24.3キロメートルという距離になります。細かいところは、こちらの図面をまた見といていただければと思います。

戻っていただきまして、次は、4ページ目になります。

令和4年度の赤磐市一般会計補正予算(第8号)についてでございます。

こちらが、歳入といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,839万9,000円の増額を予定させていただいております。こちらは、それぞれの各課、各事業に対して10分の10充当させていただく予定でございます。そのうち、歳出といたしまして当課で検討させていただいておりますのが、総務費、総務管理費、企画費の中の結婚推進事業でございまして、新婚世帯スタート支援事業補助金1,500万円、こちらが新婚世帯に対して1世帯10万円を支給させていただきたいと考えておりまして、150件分を計上させていただきたいと

考えております。

簡単ではございますが、総合政策部からは以上でございます。

○委員長(佐藤 武君) ありがとうございました。

総合政策部のその他の説明が終わりました。

これについて質問があればお願いします。

- ○委員(大口浩志君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 大口委員。
- ○委員(大口浩志君) いわゆる利用者の方に対する告知は、議決が終わらないとできないんですかね。
- ○委員長(佐藤 武君) 基本的にはそうだな。条例が可決されないと。 大口委員。
- ○委員(大口浩志君) 特にその定期券が法的にどういう、普通は上がるというのはよくありますけど、下がるというのはなかなかないので、定期券のお客様がどれぐらいいらっしゃるのかは分かりませんけど、この4月1日をまたぐような定期券を持っとられる方に対する扱いという意味でさっきのその告知という時期をお尋ねしたんですけども、法的な対応としたら、4月1日をまたがる定期券を持っとられる方に対する対処はどのようなことになるんですか。
- ○政策推進課長(山﨑和枝君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 山﨑課長。
- ○政策推進課長(山崎和枝君) 法的というところがはっきりはあれなんですが、実情を申し上げますと、今現在定期券を買われている方で、今の設定が1か月、3か月、6か月という設定になっておりまして、今6か月を買われている方はおられませんので、長くて3か月のスパンでお買い求めをいただいているというところで、大体学生さんが多いので、学年の際際で買われるという方が多いので、今想定しておりますのは、年度をまたぐ方はあまり見当たらないのかなとは思っております。ただ、法的にということになると、これが施行されるのは令和5年4月1日で、当然今回の議会にかけさせていただいてからはしっかりPRできるかと思うんです。ですので、そのタイミングであれば、今現在は3か月という方しかおられないので、あまり長いのはお買い求めいただかないようにということは言えるかなと思っております。

以上です。

- ○委員長(佐藤 武君) よろしいですか。 安藤副委員長。
- ○副委員長(安藤利博君) 私、こちらのバスの利用者の方、よく分かってないんですけど、通学の方は大体何人ぐらいいらっしゃるのか。それと、見方が違ってるか、前は、これ、通学と通勤は分かれてるんですね。今回は、それを一緒に、1本の料金体系になるということでよろしいんでしょうか。

- ○政策推進課長(山﨑和枝君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 山﨑課長。
- ○政策推進課長(山﨑和枝君) まず、学生さんで現在何人お使いになられてるかというところで、今現在把握させていただいてるのは、吉井方面の方が3名定期をお使いいただいております。

それから、料金の見方ということでございますが、御指摘のとおり、これまでは通勤と通学 用で定期券の代金を分けておりましたが、来年度からは1本で定期券を発行したいと考えてお ります。

以上です。

- ○委員長(佐藤 武君) よろしいか。
- ○副委員長(安藤利博君) はい。
- ○委員長(佐藤 武君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(佐藤 武君) ほかにないようですので、総合政策部のその他の項目についての質問を終わります。

次に、総務部のその他の項目に入ります。

説明をお願いいたします。

- ○総務課長(花谷晋一君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 花谷総務課長。
- 〇総務課長(花谷晋一君) それでは、総務課から令和4年12月議会定例会提出予定議案について御説明いたします。

総務部資料の6ページを御覧いただければと思います。

条例を11制定ないし改正ということで様々上げさせていただいております。

まず、(1)赤磐市個人情報保護法施行条例について御説明します。

これまで地方公共団体、赤磐市も含めてですが、個人情報の取扱いにつきましては、地方公共団体ごとに条例を制定しまして取扱いを運用してまいりました。このたび個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、この3つの法律を一本化するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についてもこの統合後の法律を適用するという全国的な動きとなっております。これによりまして、個人情報の定義を国、民間、地方公共団体で統一することができるというメリットが生まれてまいります。この条例は、個人情報保護法の施行に当たりまして、必要とする事項を定めるものでございまして、主に地方公共団体ごとに規定を必要とする名簿、あと手数料や市の個人情報関連の諮問先などを規定しまして、これで規定することによりまして、赤磐市個人情報保護条例を廃止いたします。施行日は、令和5年4月1日としております。

次に、(2)赤磐市個人情報保護審査会条例について御説明します。

先ほどの個人情報保護法施行条例に規定をしております個人情報に関する諮問先の設置とその役割を明確にするために条例が必要となってまいります。この審査会は、これまで設置しておりました赤磐市個人情報保護不服審査会及び運営審議会、2つの会があったわけですが、その2つの会の役割をしてまいりますので、これまで設置しておりました不服審査会と運営審議会、この2つを廃止しまして、この保護審査会1つとなって運営してまいるということになります。これも、先ほどの条例と併せまして、令和5年4月1日で施行させていただく予定としております。

7ページを御覧ください。

次に、(3)赤磐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例についてということで、これから3つの選挙に関する条例の改正と制定について説明をさせていただきます。

まず、ポスターの作成の公営ですが、公職選挙法施行令に規定しております公営単価につきまして、消費税増税が令和元年10月施行で8%から10%に上がったわけなんですが、それを踏まえまして、限度額の引上げが令和4年4月6日施行で行われました。ちょっと時間差があったわけなんですが、この施行令に基づきまして、準じて条例を定めることとされておりまして、市議会議員、市長選挙のポスターの作成の公営に関する経費に係る限度額を消費税分増額して、限度額を増額改正するというものです。施行日は、公布の日からとさせていただく予定としております。

次に、(4)赤磐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

8ページを御覧ください。

これも、先ほどのポスターと同じでございまして、消費税増税を踏まえました選挙運動用自動車の使用の公営に関する経費に係る限度額を増額改正するものでございます。施行日は、先ほどと同様、公布の日からとさせていただく予定としております。

次に、(5)赤磐市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する 条例についての制定でございます。

平成31年3月から議会議員選挙においてビラの頒布が可能となりまして、議会議員選挙及び市長選挙、両方の選挙で選挙運動用ビラの作成ができるようになりました。このことから、ビラの作成につきまして、公費で負担するように公職選挙法第142条第11項にビラの公営ができるということが定められておりますので、前の選挙では定めることについて足踏みをしていたわけなんですが、次の選挙に向けて、規定により条例を制定するということを予定しております。この条例の制定は、先ほどのポスターや自動車の公営と同様に、お金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等など、公正な選挙の実現を図ることを目的としておりま

す。施行日は、公布の日からとさせていただいております。

9ページを御覧ください。

ここからは、2件、定年延長に関する関係の条例について御説明をさせていただきます。

(6) 赤磐市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例改正は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、定年等に関する 条例の一部を改正するものです。

この改正につきましては、主に3点の改正となっております。

まず1点目は、定年の引上げです。平均年齢の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、豊富な知識、技術、経験を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、現行の60歳定年が65歳定年に引き上げられます。引上げのスケジュールとしましては、令和5年4月から1歳引き上げ、その後2年に1歳ずつ引上げを行いまして、令和13年4月には定年が65歳になる予定となっております。

2点目は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入いたします。既に民間企業で導入が進んでおります役職定年制度ですが、組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するために公務員にも導入されるものです。具体的には、現行の60歳定年時に管理監督職にある職員は、61歳となる年度以降、非管理監督職に降任することになるというものでございます。

3点目は、定年前再任用短時間勤務制の導入というものです。現在ある再任用制度は、定年の引上げに伴い廃止をします。高齢期における多様な職業生活設計の支援として、60歳以降に短時間での勤務を希望する職員を任用することができる制度が創設されます。なお、定年を65歳まで引き上げるまでの期間、経過措置として、現行制度同様の再任用制度も特別措置として残ります。少し分かりにくい部分ではありますが、定年前の再任用制度と定年後の再任用制度が別の制度としてあるイメージ、定年が動いていく関係上、その経過に対して措置が2つ設けられるというようなことのため、条例が少し難しい改正となっております。

施行日は、令和5年4月1日としております。

10ページを御覧ください。

次に、(7)地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明します。

先ほどの赤磐市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例に併せまして、定年延長後の職員の給与措置や定年前再任用短時間職員制度の導入に伴う根拠法令への変更などの対応を行うものでございます。主に60歳を超える職員の給料につきましては、60歳時点の7割に給料を設定するということを規定しております。施行日は、令和5年4月1日となっております。

この(6)、(7)につきましても、これ、全国的な動きの改正ということでございます。

次に、10ページを御覧ください。

(8)赤磐市職員の修学部分休業に関する条例について、(9)赤磐市職員の高齢者部分休業に関

する条例について、11ページの(10)赤磐市職員の自己啓発等休業に関する条例につきましては、これは地方公務員法第26条の2から5に規定されております職員の休業について、先ほど御説明しました(6)、(7)、定年等に関する条例の改正とともに定めるよういわれるものです。

いずれの休業も、公務の運営に支障がない場合に認められるもので、10ページの(8)修学部分休業は、就学に必要と認められる一定期間について、1週間の勤務時間のうち、2分の1を超えない範囲内で部分的に勤務をしないことができるというものでございます。

(9) 高齢者部分休業は、加齢によりまして職員側の諸事情への対応が必要な場合、1週間の 勤務時間のうち、2分の1を超えない範囲内で部分的に勤務しないことができるというもので ございます。

11ページの(10)自己啓発等休業は、部分休業ではございませんので、期間休業ということになっております。公務に関する能力の向上に資すると認めるとき、大学等の課程の履修または国際貢献活動のために一定期間休業することができるもので、職員が離職することなく、職員としての身分を保有しつつ職務に従事しないことができるというものでございます。

その期間の給与につきましては、前段の2つの部分休業は休業時間に応じ減給されます。後 段の自己啓発等休業は、休業期間中給料は支給されません。施行日は、いずれも令和5年4月 1日を予定させていただいております。

次に、(11)赤磐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明します。 この条例改正につきましては、人事院勧告に基づき改正するものでございます。

改正内容は、主に2点となります。

まず1点目は、若年層、ここで言います若年層とは30代半ばまでの職員で、その職員が在籍 する号給の給料月額の引上げを行います。

12ページを御覧いただきまして、2点目は、期末勤勉手当を年額0.05か月から0.1か月の間でそれぞれ職員の期末勤勉手当を引き上げるものです。

施行日は、給料表は令和4年4月1日から遡及適用いたしまして、期末勤勉手当は公布の日からとし、この12月の支給分から施行することとなります。

資料13ページを御覧ください。

最後になりますが、次に(12)令和4年度赤磐市一般会計補正予算(第8号)について御説明 します。

補正予算は、主に3点を予定しております。

1点目は、来年4月に行われる予定の岡山県議会議員選挙に係る債務負担行為でございまして、期日前投票に係る経費として75万円を新規に、ポスター掲示用の設置に係る経費25万2,000円を増額する予定とさせていただいております。

2点目は、市長部局の人事異動等により職員人件費の補正となっておりまして、1,373万 5,000円の減額を予定させていただいております。 3点目は、財務会計システムの制度改正への対応作業費として110万円の増額補正を予定しております。

長くなって申し訳ありませんでした。

総務課からの説明は以上となります。

以上で総務部の説明を終わります。

○委員長(佐藤 武君) ありがとうございました。

総務部のその他、12月議会の提出予定議案になるかと思いますが、説明がありました。 これについて質問があれば、事前審査にならない程度でお願いします。

大口委員。

- ○委員(大口浩志君) そしたら、消費税の関係で上がってるポスターであったりビラ代で、 私も当たり前に見ていたんですけど、何銭という表現が今も残っていますけど、ここらで切上 げ、切下げぐらいで、私も1銭札は使ったことがないし1銭玉も使ったことがないですけど、 もうそろそろ銭の位は、ここ独自でやれるんかどうか存じませんけど、何円で始末をすること も考えてもいいんじゃなかろうかなと思うんですけど、個別に市町村単位でということはしん どいんですかね。
- ○総務課長(花谷晋一君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 花谷課長。
- ○総務課長(花谷晋一君) ありがとうございます。御質問いただいた件なんですが、この銭がついとるのは、公職選挙法施行令の中へ銭まで定められておりまして、その適用をそのままさせていただくというものでございまして、基本的にその単価でないと根拠がないので、やはり銭までさせていただいとるというものでございます。

以上とさせていただきます。

○委員長(佐藤 武君) ほかに。 松田委員。

- ○委員(松田 勲君) 今先ほど大口委員が言われたんですけど、銭というのは仕方ないと思うんですけど、今回ポスターとかは今まで公職選挙法で定められて支給はされてるんですけど、今回チラシが、法定ビラが入ったというのは大きいなとは思うんです。ただ、さっき言われたのと関係するんですけど、1万6,000枚と4,000枚の単価が一緒というのは、何となく業界で言うたらおかしいんですけど、数が少なくても多くてもということは、正直あまりこんなことを言うたらまた入り込むかも分からんですけど、ちょっとおかしいんじゃないんかな。これの金額というのは、もう国で定められた金額なんでしょうか。
- ○総務課長(花谷晋一君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 花谷課長。
- ○総務課長(花谷晋一君) 繰り返しの答弁で申し訳ございません。公職選挙法施行令でもう

定められた単価がこれということでございますので、その単価で規定させていただくというものでございます。よろしくお願いいたします。

- ○委員(松田 勲君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 松田委員。
- ○委員(松田 勲君) ありがとうございます。

もう一点、(6)の職員の定年についてなんですが、民間のほうはどんどんこういうのを進めている中で、やっとこういう話になったのかなと思うんですけど、ちょっとお聞きしたいのが、役職定年で管理監督職というのは大体どのあたりまでをいわれるのかなと思って。そこをちょっと教えていただきたいんですが。

- ○総務課長(花谷晋一君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 花谷課長。
- ○総務課長(花谷晋一君) 役職で申し上げたほうがよろしいですか。 管理職手当が出ない役職というのが非管理職ということになります。
- ○委員(松田 勲君) じゃあ、役職が全部なくなる。
- ○総務課長(花谷晋一君) ではなくて、管理職手当が出ない役職まで落ちるということです。
- ○委員長(佐藤 武君) じゃあ、ほかに。 本番でしっかり聞いてください。

ほかにありますか。

ちょっと1点だけ確認したいんですが、いいですかね。

〔委員長交代〕

- ○副委員長(安藤利博君) 佐藤委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) それぞれ全国の自治体で条例改正をするんだろうと思います、個人情報保護の絡みですが、これは国の個人情報の保護に関する法律ということで、これは、もう既に国会のほうでは改正されてるんですかね。今、御承知のとおり国会のほうもいろいろごたごたで、法制審議がなかなか難しいかなと思ったりして。もしこれが、法律が改正されなかったら当然地方自治体の改正はできないわけだから、そのあたりは当然確認されてるというか、もう改正はされてるんですかね、これ。どんなですかね。ちょっと確認のために。
- ○副委員長(安藤利博君) 答弁求めます。花谷課長。
- ○総務課長(花谷晋一君) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律がもう施行されておりまして、令和5年4月1日から施行するということで条例改正を上げさせていただいた次第でして、令和5年4月1日から施行されるというものです。
- ○委員長(佐藤 武君) 分かりました。そうしたら、大丈夫ですね。

[委員長交代]

- ○委員長(佐藤 武君) 大口委員。
- ○委員(大口浩志君) あまり中身に入らんようにしたいんですけど、10ページの(8)から (10)に、いわゆる働き方を柔軟にというようなポイントで書いてあるんだと思うんですけど、これを多分条例ができて運用するには、その前に小っちゃな赤磐市独自の規則のようなものを作成しておかないと、条例にあるがなと言われて、例えば10人の課で仕事をしてるのが、条例にあるんだから休みますというようなことになり出すと、その管理監督をされとる方がしんどくなっちゃうのかなと思うので、規則なんかで幾らかしといたほうが管理監督者の立場になられたらよろしいのかなと勝手なことを思うんですけど、その辺の運用面での危惧については、どう対処されるんですかね。
- ○総務課長(花谷晋一君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 花谷課長。
- ○総務課長(花谷晋一君) 御質問があるとおりでございまして、何でもかんでもこれが出てくると、本当に人が足らなくなって困るという事態が起こる可能性というのはございます。これまでも、国ではもう既に先進的に事例、法律ですから、取組を開始しておられまして、そういうような事例もいろいろ出てきておると思います。そういう部分を含めて研究してまいりながら、特にどの条例におきましても、公務の運営に支障がない限りというものが必ず上にかぶさっております。ですので、その辺の基準を運用の中で考えていきながら、適正に運用してまいりたいというふうには考えております。どうぞよろしくお願いします。
- ○委員長(佐藤 武君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(佐藤 武君) それでは、総務部のほう、その他の項目についての質問を終わりまして、次に財務部のその他に入りたいと思います。
- ○財務部長(戸川邦彦君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 戸川部長。
- ○財務部長(戸川邦彦君) それでは、財務部資料の4ページをお願いします。

令和4年12月定例会提出予定議案についてです。

まず、財政課の部分になります。

令和4年度赤磐市一般会計補正予算(第8号)についてです。

財政課の補正予算につきましては、財源調整としての歳入の基金繰入金で、財政調整基金繰入金が6,859万7,000円の減額を予定しております。

それから続きまして、本日税務課長が欠席しておりますので、税務課の説明をさせていただきます。

税務課の補正予算についてですが、4ページの中ほどになります。

今回補正で計上させていただくのは、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金です。これは、新型コロナウイルス感染症等に係る先端技術、設備等に該当する償却資産に対する固定資産税の課税標準額の特例措置による固定資産税の減収分が、国の交付金により補填されるものとなっております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するのが目的です。こちらのほうは、先端設備等導入計画というものが生産性向上特別措置法において措置されて、中小企業等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画を策定して、その計画に基づいて設備投資をされたものが対象となっております。赤磐市では、2社の償却資産が該当しまして、その合計の課税標準額6,531万1,000円に税率1.4%を掛けた91万5,000円を減収分として計上させていただくものでございます。

税務課からは以上となります。

- ○管財課長(大窄暢毅君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 大窄課長。
- ○管財課長(大窄暢毅君) それでは、管財課の部分につきまして、御説明をさせていただきます。

資料は、同じく4ページの続きからとなります。

歳出につきまして、①2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、11節需用費の光熱水費におきまして、原油価格高騰などの影響から、本庁舎等に係る電気料を402万7,000円増額するものでございます。

②は、同じ5目財産管理費の17節公有財産購入費の土地建物購入費に998万5,000円を計上しております。これは、現在の東庁舎の北側にあります旧農政局の食糧事務所の跡地、こちらが未利用の国有財産となっておりまして、市のほうへ払下げを受けるための取得経費、こちらを計上するものでございます。

5ページをお願いします。

- ③2款総務費、1項総務管理費、7目支所及び出張所費、11節需用費の燃料費におきましては、これも原油価格高騰などの影響により、赤坂支所における燃料費、灯油でございますが、こちらの費用を増額するものでございます。
- ④は同じく赤坂支所における電気及びガスの料金を、⑤から⑧につきましても熊山支所、吉井支所、仁堀出張所及び桜が丘いきいき交流センターそれぞれの該当科目におきまして、原油の価格高騰などに伴う電気料の増額を計上させていただくものでございます。

以上で財務部からの説明とさせていただきます。

○委員長(佐藤 武君) ありがとうございました。財務部のその他の説明が終わりました。 これについて質問がありましたらお願いします。

よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(佐藤 武君) それでは、財務部を終わりまして、消防本部のその他の項目に入ります。

説明をお願いします。

- ○消防総務課長兼通信指令室長(楢原秀幸君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 楢原課長。
- ○消防総務課長兼通信指令室長(楢原秀幸君) 消防本部資料2ページを御覧ください。 令和4年度12月議会定例会提出予定議案についてでございます。

初めに、地方自治法第180条の規定による市長の専決処分について、救急出動時における物損事故の報告をさせていただきます。

事故発生日時は令和4年9月27日午前11時59分頃、赤磐市吉原地内で発生いたしております。破損物件は、救急要請先の庭先にあった埋立式の散水栓でございます。事故概要は、救急要請先で、庭先の埋立式散水栓を、担架にて搬送中の隊員が足で踏み抜き破損したものです。修理にあっては、止水栓にて水の噴出を止めたものの、そのままでは生活に支障を来すため、早期に修理が必要であるため、水道業者にて即日修理が完了しております。この物損事故に関しては、居宅から担架で患者を搬出時、降雨により患者の顔に雨が落ちることに気を遣い、足元の注意がおろそかになったことから散水栓を踏み抜いたと考えられます。安全で丁寧な車内収容、迅速な救急搬送は、基本であります。今後は、基本を見詰め直し、隊員相互の連携を密にし、安全管理の徹底を行うよう指導いたしました。このたびは、不注意により物損事故を起こしたこと、隊長、隊員共々深く反省いたしております。申し訳ございませんでした。

続きまして、令和4年度赤磐市一般会計補正予算(第8号)についてでございます。 歳入はございません。歳出のみ御説明申し上げます。

9 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費、11節需用費、消耗品費の27万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症の第8波を見据えて、職場内感染を予防するため、抗原検査キット300回分を確保する経費でございます。

次に、同款同節燃料費の51万6,000円につきましては、原油高騰の影響により、緊急車両の ガソリンと庁舎の灯油料の増額をお願いするものでございます。

続きまして、同款同節光熱水費の434万9,000円につきましては、これも同じく原油高騰の影響により、本部、東出張所、北出張所庁舎における電気料の増額をお願いするものでございます。

次に、同款同目19節負担金、補助及び交付金の14万4,000円につきましては、負担金確定見込みにより、岡山県防災へリコプター負担金の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

○委員長(佐藤 武君) ありがとうございました。

消防本部のその他の説明が終わりました。 これについて質問があればお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(佐藤 武君) それでは、その他の案件が終了しましたので、その他のその他について消防本部から説明をお願いいたします。
- ○消防総務課長兼通信指令室長(楢原秀幸君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 楢原課長。
- ○消防総務課長兼通信指令室長(楢原秀幸君) 消防本部資料3ページをお開きください。 最初に、訂正がございます。

3ページ、下の写真の説明で「瀬戸高」が「瀬戸港」になっておりますのと、「書道」が「初動」になっております。訂正をよろしくお願いいたします。申し訳ございません。 それでは、始めさせていただきます。

先週の11月6日日曜日にあかいわeco・いいものまるしぇ×消防フェス!の同時開催がありましたので、御報告いたします。

主催は環境課、商工観光課、消防本部の合同で、当初の来場者の予想をはるかに上回る約1,800人の来場がありました。山陽桜保育園による鼓隊演奏で幕が開き、岡山県立瀬戸高等学校の書道部が、畳6畳敷きのキャンパスに力強い筆運びと伸びやかな線で書かれた墨の芸術を、大勢の観客の前で披露いたしました。また、赤磐市救助隊が空気で稼働する特殊器具のエアジャッキを使用し、車の下敷きになった人の救出や河川の中州に取り残された人の救出訓練を展示しました。また、庁舎内では見学コースを巡り、趣向を凝らしたイベントに参加しながら、職員手作りの景品を手にし、歓声を上げていました。見学コースの最後は、婦人防火クラブによる炊き出し訓練で、艶々、炊きたてのおにぎりが振る舞われました。風もなく、天候にも恵まれたため、来場者には楽しい1日を過ごしていただけたのではないかと思っております。

続きまして、年末年始の行事についてお知らせをいたします。

今年の12月28日、29日には、消防団の年末夜警が実施されます。全体の出発式は28日の19時30分から消防本部で行われ、その後各方面隊でもそれぞれ出発式が行われます。年が明けまして、令和5年1月15日日曜日に消防団出初式が予定されております。場所は山陽ふれあい公園総合体育館で、受付は9時30分、開式は10時より執り行われます。今年も、コロナの影響が色濃く残っていると思います。よって、昨年と同じく規模を縮小しての開催とさせていただきます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長(佐藤 武君) ありがとうございました。 ただいまの説明について質問があればお願いします。 ありませんか。

- ○委員(大口浩志君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 大口委員。
- ○委員(大口浩志君) 私、このまるしぇ×消防フェスに行き、10時半から11時ぐらいの間だったかなと想像するんですけど、すごい人が来られとって、最初は、人が寄らないから合同でということで多分始まったようにお聞きしとったと思うんですけど、たまたま今年がそうだったのかもしれませんが、あまり寄り過ぎると、今度は事故やら何やらの危険を、特に消防署の職員さんなんかもあちこちで駐車場の整理もされとったようですし、次年度に向けてはちょっと、事故とかがあるとやっぱりうれしくないので、その辺はよく御検討いただいたら、特にお天気もよかったし、小っちゃいお子さんもたくさん来られとったようですので、その辺は来年度に向けてはよく御検討をいただけたらと思います。
- ○委員長(佐藤 武君) いいですか。 ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○委員長(佐藤 武君) なければ、委員のほうから特に何かありましたら。 執行部のほうもよろしいでしょうか。
- ○副委員長(安藤利博君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 安藤副委員長。
- ○副委員長(安藤利博君) 休日、時間外は、外部に委託されてますよね、受付といいますか。それで、1人、苦情でもないんですけど、コロナのワクチンを打って、2日後ぐらいにえらい腕が腫れたんで、どうしたらいいかということで市役所に電話されたら、あまり要領を得ない返事を受けられたみたいなんです、よく分からんから県のほうでも聞いてくれみたいな形で。以前、花谷課長、マニュアルを作って、そういったことにはちゃんと対応できるようにしますということだったんですけど、そのあたり、もう何日かたってますけど、ちゃんと対応できてますでしょうか。

具体的にそんなケースを聞きましたんで、そういうふうに夜間に電話が来るといえば、病気とかそういったケースだろうと思うんですけど、私んところも貼ってますけど、あかいわ健康何とかダイヤルありますよね。それぐらいは、その委託されてる方に、そういった病気の関係で来たらこちらに連絡してくれとか、傷病の程度によれば救急車なんでしょうけど、そのあたり、相談のときというのは大体、想定されるのはある程度分かるじゃないですか。その辺を、だからマニュアル化すると言われてたんだろうと思うんですけど、その辺をもう一回、再度徹底していただければなと思いますけど。

- ○総務課長(花谷晋一君) 委員長。
- ○委員長(佐藤 武君) 花谷課長。

〇総務課長(花谷晋一君) 大変失礼いたしました。10月から宿日直を委託してまいりまして、日々そういったケース、日常的なケースやレアなケース、いろいろありまして、その報告というのは、日々日誌を使って総務のほうへ上がってきていると。なおかつ宿日直を受託していただいてる方で、担当課と連絡を取りながら対応をさせていただいてるところです。不都合が生じた部分につきましては、定期的に委託業者さんと、こういうことがあったよということは、委託先の全職員さんに周知していただくような作業も行っております。だんだんよりよいものにはしていこうと思うんですが、また何かございましたら御指導いただけましたら、その辺も含めてどんどんいいものにしていきたいというふうに思っておりますので、御指導のほうよろしくお願いいたします。

○委員長(佐藤 武君) ほかにないですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(佐藤 武君) ほかにないようですので、以上をもちまして総務常任委員会を閉会 したいと思います。

大変お疲れさまでした。御苦労さまでした。

午後2時35分 閉会